

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和4年5月18日

安芸市長 横山 幾夫



1 業務の概要

(1) 業務名

安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託

(2) 業務の目的

本市では、少子化や若者の都市部への流出による人口減少が進む中、多様な就労ニーズに対応できる雇用の場を確保し、若者の地元定住を促進するため、企業誘致を重点的に行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多様で柔軟な働き方が求められており、全国各地でテレワークが急速に普及している。こうした状況を受け、都市部からの人の流れや、地方における魅力ある労働環境を創出するため、企業誘致を推進するとともに関係人口の拡大を図ることが喫緊の課題となっている。

本業務は、他の自治体が行っている企業誘致事業とは差別化を図るために、本市の地域資源や地理的特色を生かした誘致戦略を策定するとともに、受託者の持つ誘致に関するノウハウを活用することにより、地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済及び地元産業の活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別途定める「安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて、変更することができる。

(4) 業務履行期間

契約締結の翌月から令和5年3月24日（金）までとする。

2 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、合計点が満点の6割以上を獲得した者のうち、最高得点を得た者を随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）として選定し、次点を獲得した者を次点者として選定する。

なお、合計を算出したときに同点の者があった場合は、別途定める「安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」における別紙 審査項目の「2.提案内容の評価（1）提案内容における〈評価テーマ1～3〉」の合計点が高い者を上位とし、それでも選定できないときは見積金額が低いほうを候補者として選定する。

業務の実施にあたっては、企画提案の内容をそのまま実施するというのではなく、候補者と安芸市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整ったときに、地方自治法施行令第167条の6第1項第2号に定める随意契約の手続きに進むものとする。

ただし、14日以内（予定）に交渉が整わない場合には、次点者に選定された者が、改めて安芸市と交渉を行うことができるものとする。

3 参加者の資格

参加者の資格要件は（１）～（１０）の全てを満たす者とする。

- （１）参加申込書の提出時点において、市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （３）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （４）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- （５）法人格を有する団体であり、直近年度の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （６）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （７）本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- （８）事業実施にあたり専任担当者を配置し、本市との打合せ等に専任担当者を出席させることが可能であること。
- （９）「別添仕様書 3. 業務内容」の事業を実施できる事業者であること。
- （１０）過去5年以内に、本業務における同種もしくは類似業務^{（※）}の契約実績を有する者であること。

（※）同種業務…企業誘致戦略の策定・改定に関する業務

類似業務…企業誘致戦略の策定・改定に関する業務、サテライトオフィス誘致支援計画の策定・改定に関する業務

4 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、別途定める「安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」を確認の上、参加申込書にて申し込みすること。

- （１）提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- （２）提出期限：令和4年5月31日（火）17時まで
- （３）提出先：〒784-8501 安芸市矢ノ丸1丁目4-40 安芸市企画調整課（担当：北村）

5 企画提案書の作成方法

別に定める「安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領 企画提案書等の作成要領」のとおり。

6 審査方法

別に定める「安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき、参加者から提出された提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容を審査する。

7 日程

(1) 募集開始	令和4年5月19日(木)
(2) 参加申込書受付期間	令和4年5月19日(木)～5月31日(火)
(3) 質疑受付期間	令和4年5月19日(木)～5月26日(木)
(4) 質疑回答期限	令和4年5月30日(月)
(5) 参加資格結果通知	令和4年6月6日(月)
(6) 提案書提出期限	令和4年6月14日(火)
(7) プレゼンテーション実施	令和4年6月22日(水)【予定】
(8) 審査結果通知	令和4年6月下旬
(9) 契約締結	令和4年6月29日(水)【予定】

8 その他留意事項

詳細は、安芸市企業誘致戦略策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領、仕様書等による。